

電子CP・電子社債等の振替決済システム構築に関する要望書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は協議会活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年来貴社の一般債小委員会におかれましては、電子社債等の決済システム基本仕様作成のために検討を重ねられ、この6月には、電子社債のグランドデザインともいえる「一般債振替制度要綱」が取りまとめられたことと伺っており、今後は具体的なシステム構築に向けた検討が行われてゆくことと存じます。

そこで日本資本市場協議会では、発行体の立場から、資金調達の円滑化を実現するために重要と考える点を2点、要望の形でまとめました。将来の資本市場発展のためにも、宜しくご配慮賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<要望>

1. 電子CPシステムの今後の本格対応へ向けたシステム拡張計画の明確化

本年3月31日より、市場関係者のご努力が実り、短期社債振替システムが稼働を開始し実際の電子CPの発行が可能となりました。まさに世の中の共通インフラとしての使命を帯びて誕生したこのシステムは、今後の様々な商品のペーパーレス化の先鞭をつけた画期的な存在であるといえます。

一方で、今回の短期社債振替システムは、平成14年度中の発行をまず念頭においた簡便なシステム構成となっており、将来的な取引量の増加や本格的なT+0に余裕をもって対応するためには、先の当協議会作成「電子CP等の決済システムグランドデザイン」にてご提案申し上げたとおり、現在のいわゆる「短期対応」から、今後の「本格対応」へ向けたシステム化推進計画を策定・明確化し、具体化にむけた検討に早急に着手することが必要であると考えます。

なお、「電子CPの発行等に関するアンケート集計結果(2003年8月21日)」にも寄せられていますように発行体企業は、電子CPのシステムに障害が発生した場合、企業の短期資金調達に影響が及ぶことに大きな懸念を抱いております。具体的な本格対応システムの検討に際しましては、システムの安定稼働と安全性の確保を最優先に実現していただきたいと考えます。

2. 一般債(電子社債)システム整備に際し、電子CP本格対応を同時に行うこと

現在検討が重ねられている電子社債を含む「一般債」のシステム開発に際しては、CPシステムで培われたノウハウを十分に活用しつつ、「一般債」と「電子CP本格対応」を同時またはリリース時期は異なっても両者を統合的に整備することで、最終的に「一般債」と「電子CP」を一体化したシステムを早期に実現いただきますようお願い致します。

これにより、システムの二重投資に伴う投資コストの上昇や、新規の検討・設計に伴う時間的ロスの発生を防ぎ、合理的手数料水準と早期システム稼働の実現が可能となると考えられます。

同一システム上で複数の種類の債券の振替・決済を行うことによるコスト低減と参加者の利便性向上は、国際競争力に耐える債券市場育成に不可欠な要素であり、社会インフラとして兼ね備えていなければならない機能であると考え

ます。つまり、一般債のシステムと電子CP本格対応のシステムは一本化した機能とすることが本来のあるべき姿であると考えます。

また、発行体企業は、電子CP市場の活性化と一般債(電子社債)振替制度の実現は車の両輪であると認識しており、社債等振替法の対象商品については、電子化の実現によりT+0またはT+1決済の早期の実現をはかることで、市場全体の活性化・低コスト化を実現することが重要だと考えます。

なお、今後の、電子CP本格対応システム並びに一般債システムの検討に際しては、以下の前提条件をご考慮いただければと存じます。

必要な前提条件
1) 発行・引受実務についてもリアルタイムかつCPU接続による処理を可能とすること
電子CPは日々の資金繰りの調整弁として利用される期待があります。また、一般債は条件決定直後から取引(約定照合)を可能とすることが望まれます。したがって、電子CPの円滑な即日発行および一般債の即日約定入力を可能とするために、発行スキーム(銘柄登録含む)についてはリアルタイムかつCPU接続による処理機能は必須であり、一般債(電子CP本格対応含む)システム開発に際しご配慮いただきますようお願いいたします。特に、銘柄データベースは機構システムの基盤であり、リアルタイムの更新およびユーザー参照を可能とするようなシステム設計をお願いする次第です。
2) 一般債および電子CP等の銘柄コードについて即時採番を可能とすること
一般債および電子CPは条件決定と同時に採番できないとその日の募集販売や約定照合に支障をきたします。よって、単純なISINコード体系とする等の工夫により、極力、人手を介さず即時採番を可能とすることが必要であると考えます。しかし、一般債振替制度の要綱案では、公募債等については証券コード協議会を介した採番を行う形になっておりますが、電子CPのように証券コード協議会を介さず採番できるようご検討をお願いします。仮にそれができない場合にも、証券コード協議会と実務面・システム面の工夫を行うことで、遅滞なく(例えば1時間以内で)採番ができるようお願いいたします。
3) 上記を含め、フランスで現在行われている水準の機能が実現可能となる機能を盛り込むこと
先進諸外国のシステムを参考とすることも必要ですが、提携先の米国DTCCだけを手本とするのではなく、世界最先端であり優れた機能を持つユーロクリア・フランス等のシステムを参考にして、少なくともその水準以上の機能を早期に実現可能とするようなビジネス戦略(特にシステム戦略)をアジアのCSDハブへの発展性をにらみつつ、グローバルな視野から今後、明らかにしていただきたいと存じます。

以上